

中小・小規模企業に暑い夏がはじまる

ニッポンの企業は中小企業が99.7%を占め、従業者数をとっても、なんと全従業員者数の70%以上を占める。ほとんど中小企業が経済を下支えしている。多くの場合、欧州のような個人独立系ではなく大手企業の下請けで存在する。それは自動車産業で顕著にみられ、ニッポンの戦後高度経済成長を支えた構図である。その中小企業群が現在いろいろな困難に直面している。

その1 インボイス制度の重圧

この10月から導入されるインボイス制度自体は良しとして(益税をなくす)、事務が煩雑きわまるのである。 仕入先ごとに適格事業者の判別をするほか、消費税率10%か8%かの判別、その他いろいろ消費税特有の煩雑さがある。こんなに細かく計算しなければならないものか。もっと単純明快でよい。

その2 社会保険の適用による煩雑さ

労務環境は厳しさを増している。そこへもってきて、この先社会保険料のアップは必至の状況であり(法人も個人も)負担増に耐えられない事業所もでてくるだろう。加えて100人以下の事業所の短時間労働者に適用範囲が拡大されるなど、中小事業者にもその範囲が拡大されてきている。

実は社会保険料を滞納している事業所がある。滞納 しているのが悪いに決まっているが、その取り立てが 「差し押さえ」にはじまり容赦しないのである。

その3 電気料金値上げの影響

まだ値上げがそれほど深刻さを持って受け入れられていない。でもこれはやがてすべての商品の値上げとなって跳ね返ってくる。特に中小・小規模企業にとってボデーブロウとなる。

こう考えてくると値上げが出来にくい中小・小規模事業者にとって死活問題のこれからである。ではどうしたら、何か方法は?となる。この困難から脱皮するのに逆転ホームランはない。日常の努力に尽きる!

- ① まず価格改定交渉、それも粘り強く二段三段で
- ② 滞納税金を極力出さない(もしそうなりそうなら事前に関係各所に相談を)
- ③ 会計をしっかりと
- ④ 精神的には社内全体を明るく(挨拶を徹底する) これでだいぶ雰囲気は変わってくる。

中小・小規模事業者のコロナ禍は終わっていない、元 通りとはいかないだろう。この機会にじっくり今後の方 向を考える良い機会と捉え、社内で「うちでできること」 を主体的に話しってみよう。 (宇久田進治)

緊急事態における会社の備えは出来ていますか?

いつ発生するか分からない大地震。今からちょうど 100 年前にも現在の震度7相当の地震が神奈川県西部で発生いたしました。多くの被害を生み出した地震ですが、これ以上と思われる大地震が数年のうちに高い確率で発生すると、注意喚起されています。

そこで今、企業に求められているのは、BCP対策(Business Continuity Plan)【緊急事態においても事業を継続するための事前計画】となります。

東日本大震災では、発生から約8年間で大地震関連倒産が1,946件ありました。その内、地震の直接損壊による倒産は202件(10.6%)、取引先・仕入先の被災による間接被害倒産は1,701件(89.3%)。このように直接型倒産よりも、間接型倒産の方が約8倍と多いのです。被害を受けても、事業活動の再開が少しでも早く出来れば、倒産する企業も少なく済むと考えられます。倒産により路頭に迷う多くの人を防ぐことが出来るのです。

★BCP対策における緊急事態とは

- ●自然災害(地震、台風、集中豪雨、水害、落雷、火山噴火など)
- ●感染症(コロナ、新型インフルエンザ、未知のウィルス感染など)
- ●事故(設備の大規模事故、従業員が巻き込まれる事故など)
- ●戦争、紛争、テロ
- ●その他、事業継続を脅かす緊急事態すべて

BCP対策と防災対策とでは、目的が少し違います。防災対策は災害を未然に防止し、その被害の拡大を防ぐことであり、人や建物への被害の軽減と防止を図ることを目的とします。一方BCP対策は、災害に遭った際に事業継続のために備えておくことであり、事業の継続を目的とします。それでもBCP対策には「従業員や地域住民の生命を守る」「社屋や設備を守る」といった要素も含まれますので、BCP対策でも防災対策の内容も一部含まれます。

★BCP対策の策定方法

①外部コンサルタントに依頼

システム面に詳しく、策定だけではなく、その実地にもアドバイスを行ったり、様々なタイプのサービスがありますが、費用が高額です。

②行政書士に依頼

法務面に詳しく、社内のシステムに詳しい社員がいれば、費用も抑えた策定が可能です。

③BPCガイドラインを参考に自社で行う

中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」や経産省「事業継続統計策定ガイドライン」を参考に策定する。

実際に緊急事態が発生し、BCPを実地する事態になったら資金が必要となります。そのために、損害保険会社ではBCPに対応した様々なサービスのある保険商品も販売されています。どの保険も、早期の事業再開と事業継続を目的としており、スピーディーな保険金の支払の準備が施されています。

(保険事業班)



適格請求書に必要な6項目

自社発行請求書のインボイス対応~適格請求書~



今年の10月からインボイス制度が始まり、インボイス番号の取得・収集に各事業者様は奔走されているかと思います。そこで今回は自社が発行する請求書(売上に係る請求書)が適格請求書となっているか、サンプルを掲載しながら必要な記載事項をご説明させて頂きます。なお法令で適格請求書の書式は決まっておらず、下記の6項目の記載があれば適格請求書として取り扱われます。



①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

登録番号はT+13 桁の数字となり、番号の取得には前もって申請をする必要があります。

- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)

酒類・外食を除く飲料食品等は軽減税率の対象品目であるため、通常税率の品目とは分ける必要があります。

④税率ごとに合計した対価の額(税抜又は税込)

表示金額は、税抜又は税込の選択が可能ですが、どちらかに統一する必要があります。

- ⑤消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 (※適格簡易請求書の場合は省略可)

※適格簡易請求書(簡易インボイス)

不特定多数を相手にした取引を行う事業者(小売業・飲食業というような、レシートを顧客に手渡す事業者)は⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称の記載」を省略できます。

職員 雨谷博美「退職のご挨拶」



今年も梅雨の候となりました。

湿度も上がり過ごし難い時期ではありますが、道端に咲く紫陽 花が綺麗でさくらんぼも美味しい季節ですね。さくらんぼを食 べると今年も夏が来るなと感じます。

先日久しぶりに江ノ島へ行かせて頂きました。コロナ前より 観光の人で賑わっており、マスクも外し皆さん笑顔でご家族と の時間を大切に楽しんでいるように見え、気持ちがパッと明る くなりました。笑顔は連鎖しますね!

3年前のこの時期は緊急事態宣言中で毎日人に会わないようにし、ただただパソコンだけを見つめ、仕事帰りの夜道は駅も 閑散として異様な静けさだった事を思い出します。企業様にとっても本当に御辛い日々であったと思います。



~江ノ島の紫陽花~

やっと峠を越え、経済再開のようなそんな時期に、勝手ながら退職となります事をお詫び申し上げます。そして自分を成長させて下さった顧問先様の社長様方、事業主様方そして職員皆様方には本当に感謝申し上げます。長い間本当にお世話になりました。感謝の意を込めて離職のご挨拶とさせて頂ければ幸いでございます。25年間、本当にありがとうございました。 (雨谷 博美)

問はず がたり SH-ZN-

冷たい冷え冷えのトマト

冷えきったトマトにかぶりついた、あの感激を忘れられない。井戸水で冷 やしてかぶりつく、無造作に。昭和の味、今の子供たちに味合わせてあげた い。あの経験を。やがて長い夏休み、夕飯造りのお手伝い、朝のラジオ体操 さあこの期間、家庭の出番だ!

(宇久田 進治)

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております 発行・編集 宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ 〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892

さわやか土曜塾しばらくお休みいたします。





毎週日曜日 18時~18時29分 FM83.1 日曜日の夕暮れ時は、



